

## 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた取組について

### 1 概要

「自治体情報システムの標準化・共通化」とは、住民基本台帳や児童手当、国民健康保険など、基幹系の20業務(中野区の対象は18業務)について、国が標準仕様書を作成した上で、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステム(以下「標準準拠システム」という。)を全国規模のクラウド基盤に構築し、当該システムを各自治体が利用することを目指すものである。

なお、標準準拠システムへの移行の目標時期は令和7年度とされている。

区としては、国が示すスケジュールを踏まえ、国から示された標準仕様書と各業務との整合性を検証して業務の見直し・改善を行い、情報システムの標準化・共通化を進めていくこととする。

### 2 背景

令和2年12月25日、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」(以下「ガバメント実行計画」という。)が閣議決定された。ガバメント実行計画では、国・地方デジタル化指針として「自治体の業務システムの標準化・共通化」及び「(仮称)Gov-Cloud」活用が示された。

同日策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(以下「DX推進計画」という。)では、ガバメント実行計画における各施策について、自治体に取り組むべき事項として内容を具体化するとともに、国における支援策等が取りまとめられ、「自治体の情報システムの標準化・共通化」を含む6つの項目が自治体に取り組むべき「重点取組事項」とされた。

さらに、自治体情報システムの標準化・共通化の取組を推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(以下「標準化法」という。)が令和3年5月に成立(同年9月1日施行)。標準化法では、自治体情報システムの標準化の実施が義務づけられるとともに、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(ガバメントクラウド)を活用した標準準拠システムの利用が努力義務とされた。

そして、同年7月、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が国から示されたところである。

### 3 標準化の対象となる業務（「固定資産税」、「法人住民税」を除く18業務）

対象業務	住民基本台帳 【1期】 介護保険、障害者福祉、就学、個人住民税、軽自動車税 【2期】 選挙人名簿管理、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、 生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援 （戸籍、戸籍の附票、印鑑登録）
関係部課	【区民部】 戸籍住民課、税務課、保険医療課 【子ども教育部】 保育園・幼稚園課、子育て支援課 【地域支えあい推進部】 介護・高齢者支援課 【健康福祉部】 福祉推進課、生活援護課、保健企画課、保健予防課 【教育委員会】 学校教育課 【選挙管理委員会事務局】
対象システム数	約20システム
事業者数	7社

- ※ 戸籍、戸籍の附票、印鑑登録については、令和4年1月4日に標準化法第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令が施行され、対象業務に追加された。なお、属する期は未定である。
- ※ 標準仕様書により対象業務の詳細が判明するため、今後において関係部課、対象システム数、事業者数が変更となる可能性がある。

### 4 標準化・共通化の意義と効果

#### (1) 行政サービス・住民の利便性の向上

- ア 区民は、自治体によって異なっていた様式や帳票などが統一されることで、どの自治体でも手続きが同様となり、迷うことが無くなる。
- イ 区民は、オンラインでの申請手続きが拡充されることにより、更に利便性が向上する。また、全国一律の給付等においても、迅速に受け取ることができる。
- ウ 行政は、制度改正のたびに事業者と調整し、個別に開発している機能のチェックをするなどの業務負担が軽減され、政策の立案や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければ行うことのできない業務に専念することが可能となり、区民サービスの向上につなげることができる。

#### (2) 行政運営の効率化

- ア 標準準拠システムの利用に合わせ、対象業務に係る業務フローを見直し、DX推進計画の重点取組事項として別途提示されている「自治体のAI・RPAの利用推進」を進めることで、単純な作業の自動化により、効率的な事務事業の執行が可能となる。
- イ 長期的には、生産年齢人口の減少による労働力の供給が制約される状況において

も、持続的に行政サービスを提供するための体制の整備に寄与することができる。

### (3) コスト削減

ア 標準準拠システムを利用することで、基本的には制度改正等に係る改修委託の契約を個別に行う必要がなくなり、財政的な負担が軽減される。

イ データ連携や文字コードの標準化が実施されることで、業務ごとに事業者の切替えを円滑かつ容易にすることができる。

## 5 標準化・共通化に向けた主な課題

(1) 令和7年度までに移行する必要がある中、現段階において、多くの業務に係る標準仕様書が国から示されていない。標準仕様書により対象業務の詳細が判明することから、動向を注視し、早期に対象システムを特定する必要がある。

(2) 標準仕様書においては、機能要件に対応する業務フローが示されることとされており、標準的業務フローを参考に現在の業務フローの見直しを行い、全庁的な業務改革に取り組む必要がある。

(3) 標準準拠システムへの移行の時期については、新区役所への移転の時期を考慮し、慎重に検討する必要がある。

(4) 国において、複数の自治体を対象とした「ガバメントクラウド先行事業」が開始されており、ガバメントクラウドを利用するか否かについては、その検証結果等も踏まえて検討する必要がある。

## 6 移行の手順

### 〔計画立案〕

- ・ 現行システムの概要調査
- ・ 標準仕様との比較分析
- ・ 移行計画作成

### 〔システム選定〕

- ・ 事業者に対する情報提供依頼（RFI）資料の作成
- ・ RFIの実施
- ・ RFI結果分析及び移行計画の詳細化
- ・ 予算要求
- ・ 事業者選定及び決定
- ・ 契約、移行スケジュールの確定
- ・ 特定個人情報保護評価（PIA）

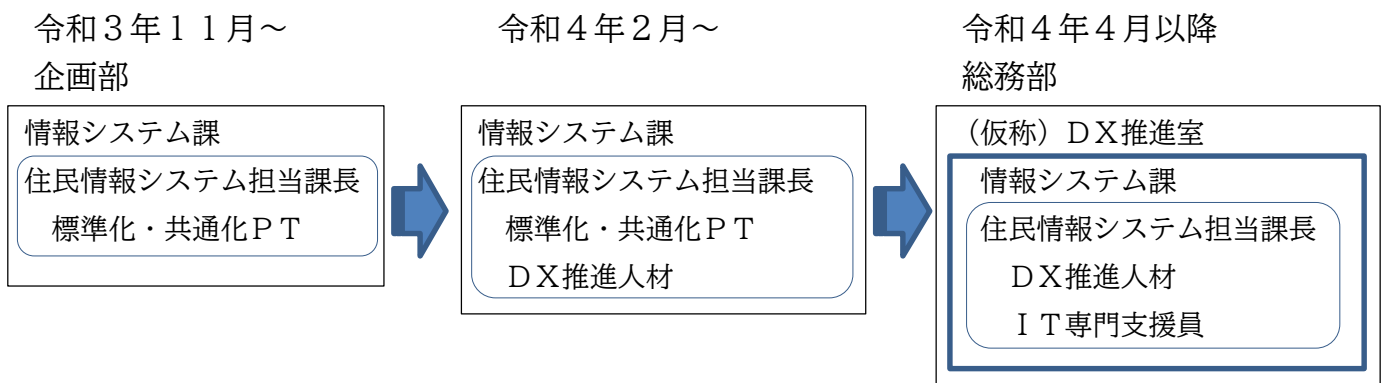
〔移行〕

- ・ システム移行時の設定
- ・ データ移行
- ・ テスト、研修
- ・ 次期システムに合わせた既存環境の設定変更

※なお、業務内容等の見直しにより必要な場合は、条例、規則等の改正を行う。

7 標準化・共通化に向けた区の推進体制

令和7年度末までに円滑に移行を行う必要があることから、下記のとおり組織や体制を整備し、全庁横断的な取組として推進していくこととする。



8 標準化・共通化に向けたスケジュール（案）

それぞれ対象システムは、標準化されたパッケージへの切替え、新区役所への移転等の時期を見極めながら、各システム単位で計画立案、システム選定、移行の各段階を進めていく。

